

## 1-1-4 施設機能の確保と向上

### (1) 予防保全型のインフラメンテナンスの推進

#### (年度計画)

「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンスを推進する。

① ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、3年又は5年に1回程度の頻度で行う定期検査について、特定施設ダムでは9ダムで実施し利水ダムでは1ダムで河川管理者が実施する検査を受検する。特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し、施設の状態について認識の共有を図る。

また、ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを9ダム、1湖沼、1水路で行う。

特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。

② 水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査を計画的に実施することにより劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。

特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。

③ 電気・機械設備の更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗等を踏まえ、適切に機能保全計画の見直しを実施する。

④ ICT等新技術を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、持続可能で高度なダム管理を推進するためにICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握など、既存の技術とICT等新技術の融合について検討を行う。

⑤ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

⑥ 地上権の再設定等の着実な実施を図るため、関係機関との情報交換、協力体制の維持を図りつつ、関係事務所で地上権の再設定計画を策定するとともに、再設定契約を進める。

#### <指標>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個別施設計画の新規策定・見直し回数、機能診断調査地区数	10回 16地区	13回 (累計23回) 17地区 (累計18地区)	11回 (累計34回) 17地区 (累計19地区)	

・インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画の新規策定又は見直しの回数、見直しに向けた機能診断調査を行った地区数。（ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している）

## (令和6年度における取組)

### ① ダム定期検査等の実施

#### ■ ダム定期検査の実施

機構では、概ね3年に1回以上の頻度で各ダムの定期検査を実施している。

令和6年度は、特定施設ダムでは、浦山、滝沢、岩屋、味噌川、高山、日吉、早明浦、富郷及び大山ダムの計9ダムにおいて、令和6年11月に定期検査を実施した（表-1）。検査の実施にあたっては、担当する職員を対象に本社において講習会を開催し、その内容と留意事項等を周知徹底した。

定期検査の結果、浦山ダムの「貯水池の堆砂の状態」、岩屋ダムの「土木構造物の状態」、「観測・計測設備の状態」、味噌川ダムの「貯水池周辺斜面の状態」、高山ダムの「観測・計測設備の状態」、「貯水池の堆砂の状態」、早明浦ダムの「貯水池周辺斜面の状態」、「貯水池の堆砂の状態」、富郷ダムの「貯水池周辺斜面の状態」、大山ダムの「土木構造物の状態」において速やかに措置を講じる必要があるとされたことから、今後、速やかな補修や状況監視等を行うこととしている。

上記以外のダムについては、コンクリートのひび割れが確認されたダムがあつたが、直ちにダムの機能や安全性に影響を及ぼすような異常は確認されなかつた。

利水ダムでは、江川ダム、中里貯水池、宮川調整池、菰野調整池の4ダムで河川管理者によるダム定期検査を受検した。

#### ■ ダム総合点検の実施

ダム総合点検とは、長期的な経年変化の状況や構造物の内部の状態等に着目し、ダムの健全度について総合的に調査及び評価を行い、その結果得られる維持管理方針を日常管理や定期検査等に反映させ、効果的・効率的なダムの維持管理を実施することを目的として管理開始後30年までに着手し、以降30年程度に1回の頻度で実施するものである。

令和6年度は、総合点検の実施対象ダムはなかつた。（表-1）。

表-1 ダム定期検査・ダム総合点検実績（平成27年度以降）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
矢木沢ダム			○			○			○	
奈良俣ダム			○			○, ○	○		○	
下久保ダム	○	○			○			○		
草木ダム	○		○			○			○	
滝沢ダム	○			○			○			○
浦山ダム	○			○			○			○
徳山ダム			○			○			○	
味噌川ダム	○			○			○			○
阿木川ダム			○			○, ○	○		○	
岩屋ダム	○, ○			○			○			○
比奈知ダム		○			○			○		
青蓮寺ダム	○	○			○			○		
室生ダム	○		○			○			○	
高山ダム	○, ○			○			○			○
布目ダム			○			○		○, ○	○, ○	
日吉ダム	○			○			○			○
一庫ダム	○	○			○			○		
早明浦ダム	○	○		○			○			○
富郷ダム	○			○			○			○
新宮ダム	○	○			○			○		
池田ダム	○		○			○			○	
寺内ダム	○	○			○			○		
大山ダム	○			○			○			○
小石原川ダム									○	

※上表の記号は、「○：定期検査」、「○：総合点検」を示す。

### ■ ダム定期検査を利用した管理状況報告会等の開催

ダム定期検査の受検の機会を利用して、利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を浦山ダム及び関西管内で実施した。関西管内の定期検査の対象は高山ダム、日吉ダムであるが、対象ダムの利水者に限定せず、関西管内の利水者に声をかけて、布目ダムにおいて意見交換等を実施した。浦山ダムでは6団体13名、布目ダムでは13団体22名の参加があった。（写真-1）

管理状況報告会等では、参加者と施設状況や今後の整備計画等について認識の共有を図る等、リスクコミュニケーションを推進した。

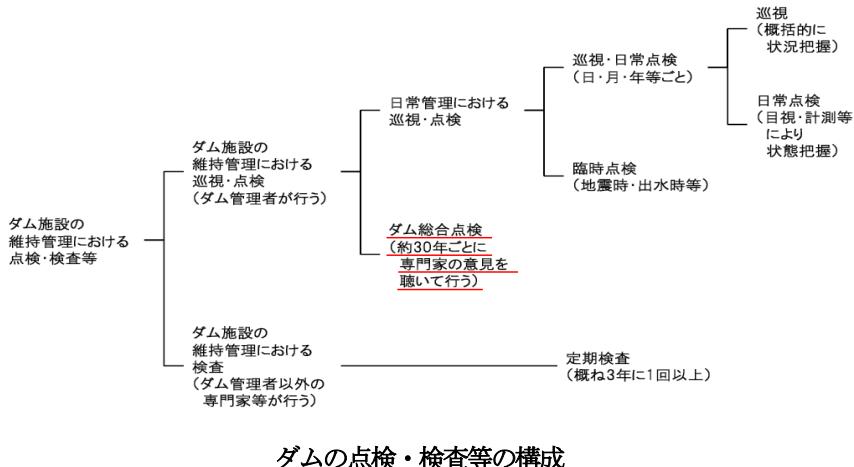


写真-1 管理状況報告会等の実施状況（左：浦山ダム、右：布目ダム）

## ダム施設の維持管理における点検・検査等の構成

ダム施設の維持管理における点検・検査等は、ダム管理者が行う日常管理における巡視・点検、臨時点検、ダム管理者が専門家の意見を聴いて長期的観点から行うダム総合点検、ダム管理者以外の専門家が行う定期検査により構成されている。

ダム施設の維持管理においては、ダム施設等の状態とその経年的な変化を継続的に把握することが重要であり、ダム管理者が行う日常の巡視・点検、観測・調査等と合わせ、第三者の視点も含めた中長期的な点検・検査等を行い、定期的に健全度等を評価する。



## ■ ダム等施設における耐震性能照査等

ダム地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動（以下「レベルⅡ地震動」という。）に対して、「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説」（平成17年3月 国土交通省河川局）及び同指針（案）に従って、最新の知見に基づく耐震性能照査を試行している。

管理ダムでは、より詳細な照査が必要としている全施設について、平成30年度までに本体の耐震性能照査を実施し、所定の耐震性能を有していることを確認しており、引き続き、ダム付属施設等について耐震性能照査を進めており、令和6年度は、耐震性能照査に使用する地震動について最新の知見に基づく見直しを行っている。また、河口堰については、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」（平成24年2月 国土交通省水管課・国土保全局治水課）に基づき、令和5年度までに、全5施設でレベルⅡ地震動に対する耐震性能照査を完了させた。

なお、長良川河口堰については平成28年に、利根河口堰・旧吉野川河口堰・今切川河口堰の3堰については令和4年度に、筑後大堰については、令和5年度に耐震性能照査が完了した。

大規模地震に備えて、施設状況の確認や点検を迅速に行えるよう、ネットワークカメラ等のツールを活用し、必要なデータを総管等からも確認・監視できる環境の整備を進めるべく、令和6年度に各現場に対して事務連絡を発出しており、地震時における臨時点検時にカメラ等による遠隔確認が実施可能となるよう施設整備を進めている。

## ■ 施設の長寿命化に向けた取組

貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。

令和6年度は、これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画を策定していたダム等全32施設のうち、浦山ダム、滝沢ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、高山ダム、日吉ダム、早明浦ダム、富郷ダム、大山ダム、琵琶湖、高知分水の11施設（9ダム、1湖沼、1水路）について個別施設計画の見直しを行った。

下久保ダムでは、貯水池機能の維持と民間事業者による堆積土砂の有効活用の促進を目的に、民間の利用希望者の公募を行い、利用希望者が決定したため、令和6年10月から堆積土砂の有効活用を行った。本件については、堆積土砂の有効活用の好事例として、機構内に横展開を図った。また、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めており、令和6年6月に試験施工を行った。

川上ダムの長寿命化容量を活用した木津川ダム群の土砂管理については、川上ダムの試験湛水終了後に実施する予定であるが令和6年度も試験湛水を継続しているため、高山ダムにおいて、ダム貯水位が低い洪水期に貯水池内の堆砂除去を行った。

早明浦ダムは、堆砂除去を継続的に行うと共に、貯砂ダムの設置等による堆砂抑制対策の検討・設計及び関係機関調整を進めており、令和6年度は堆積土砂受入地の実施設計を行った。

寺内ダムでは、流砂量調査、将来堆砂量・形状のシミュレーション等を令和4年度に、貯水池から掘削した土砂の堆積土受入地への搬出方法などの検討を令和5年度に実施し、これらの結果を踏まえて、現在、堆積土砂受入地の整備を実施した。

## ■ ダム等施設における改築等の事業化も含めた検討

筑後大堰は令和5年までに耐震性能照査を行い耐震性能不足が明らかとなった。令和6年度は耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画を検討した。

## ② 水路等施設における機能診断調査及び機能保全対策等

### ■ 水路等施設の機能診断調査

水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施している。令和6年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した（写真－2）。



写真-2 機能診断調査の実施状況（北総東部用水）

### ■ 水路等施設の機能保全対策

機能診断調査の結果を踏まえ、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ、適時・的確な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開している。

令和6年度は、愛知用水及び豊川用水においては、機能診断調査の結果を踏まえて管路施設の更新等の機能保全対策を的確に実施した（写真－3）。



写真-3 機能保全対策の実施状況（愛知用水）

## ■ 水路等施設の耐震性能照査

大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（霞ヶ浦用水）。

## ■ リスクコミュニケーションの推進

適時・適切な機能保全対策の実施を目的に、施設が有するリスクを考慮した保全対策の優先度を明確にして、利水者等へのリスク情報の提供と合意形成の促進を図るべくリスクコミュニケーションを推進した。

全20施設において、過年度に実施した機能診断調査の結果や水理性能の検証、耐震性能照査の結果等を踏まえ、管理運営協議会等の場を利用して、利水者にリスク情報を提供し、意見交換を行った（写真-4、5）。



写真-4 管理運営協議会での説明  
(霞ヶ浦用水)



写真-5 利水者を対象とした現地説明  
(豊川用水)

## ■ 水路等施設における改築等の事業化も含めた検討

令和6年度において令和7年度からの事業着手に向けて事業計画案を作成する施設はなかった。

### ③ 電気・機械設備における機能保全計画の見直し

#### ■ 電気通信設備における機能保全計画の見直し

電気通信設備においては、健全度評価手法（電気通信設備維持管理計画作成手順（案））に基づく点検結果等を踏まえた各設備の健全度評価を行い、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において、随時実施した。加えて令和6年度は、浦山ダムほか8施設（滝沢・岩屋・味噌川・高山・日吉・早明浦・富郷及び大山ダム）にてダム定期検査を実施したため、その結果についても反映させている。

#### ■ 機械設備における機能保全計画の見直し

機械設備においては、機械設備管理指針に基づく点検結果等を踏まえた各設備の健全度評価を行い、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において、随時実施した。加えて、令和6年度は、浦山ダムほか8施設（滝沢、岩屋、味噌川、高山、日吉、早明浦、富郷及び大山ダム）にてダム定期検査を実施したため、その結果についても反映させている。

### ④ ICT等新技術を活用したインフラメンテナンスの実施

#### ■ ICT等新技術を活用した調査、点検、診断等（ダム等施設）

ダム堤体や洪水吐きコンクリートの状態調査や斜面崩落箇所の調査等を行うことを目的に、ダム等特定施設全32施設のうち31施設でUAVを導入して日々の巡視、点検、調査等に活用している。また、水面下の不可視部分における施設の点検や調査を行うことを目的として、水中ドローンを18施設で導入し、点検の高度化、効率化等を進めている。長良川河口堰では、令和6年度に自動巡回で施設巡視を行える全天候型UAVを導入し、今後、災害時等に外部から遠隔で起動し、職員の参集に先んじて施設の状況確認が行えるよう施設整備を進めた。

旧吉野川河口堰では、ゲート設備の状態監視の定量化、設備診断の高度化・高速化（予防保全の向上）及び設備の長寿命化（保全費用のコスト縮減）を図るために、移動設置型振動診断装置の運用を平成30年度から開始している。

令和6年度においても移動設置型振動診断装置による振動測定を継続したものの、ゲート設備稼働時のデータに大きな変化無く、異常等は認められなかった。

なお、蓄積された振動測定結果は、傾向管理や分析等を行い、今後の施設整備・更新計画やゲート設備の長期整備計画作成に活用する。

大山ダムでは、水力発電設備のリアルタイム状態監視装置を平成29年7月に設置し運用を行っている。装置の設置後、振動値は大きく変化していないため、異常判定用の閾値変更は実施していない。計測を継続し、設備の異常や故障の徵候等を監視するとともに、計測したデータを蓄積して傾向管理や分析等を行うことで、適切な整備時期を予見し、維持管理計画に反映にする。

その他、ダム管理のICT化としては、汎用のクラウドシステム「XC-Gate」を活用して、平常時ににおける巡視点検記録等の電子帳票化や機械設備等、土木施設の点検結果を電子帳票化することで、点検記録等が即座にデータ化され入力作業の省力化が図られた。

これらの取組により、施設の異常や設備等の障害が発生した際には、本社支社局や総管等が、直ちに、既往の点検記録等を共有し原因究明や必要な対応の指示等に活用することが可能となった(写真-6)。



写真-6 XC-Gateによるクラウドへの管理データの蓄積と管理

### ■ ICT等新技術を活用した調査、点検、診断等（水路等施設）

水路等施設については、機能診査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査の実施等、効率化・省力化・高度化を目指した取組を実施した（群馬用水、筑後川下流用水、福岡導水）。

福岡導水における機能診断調査では、断水不可能な区間では水中ドローンによる不断水調査を実施し、群馬用水における断水可能箇所の機能診断調査では、自走式TVカメラロボットを活用した不可視箇所の状態確認を実施した。これらの取組により、調査時における通水停止期間の短縮、排水・充水作業に係る労力の軽減、水路内の不可視部分に対する調査精度の向上等を図り、調査、点検、診断等の効率化・省力化・高度化に取り組んだ（写真-7、8）。



写真-7 ICT等新技術を活用した機能診断調査（群馬用水）



写真-8 ICT等新技術を活用した機能診断調査（福岡導水）（水中ドローン投入状況）

### ■ 施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作の検討

近年、国内のダムにおいては、土砂崩壊や雪崩等によって、ダム管理所への通常経路の途絶等が発生した事例が確認されている。道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生しても防災操作を行うためには、ダム管理所に常駐して、機側または遠方による防災操作を行うという基本原則を維持しつつも、ダムの放流設備に遠隔操作の機能を導入して異常事態に対処することが、危機管理上の手段として有効となる。

令和5年度までに、10ダムで利水放流設備、3ダムで洪水吐きゲートの遠隔操作に向けた施設整備を行った。

令和6年度は、機構が管理する全特定施設ダムにおける利水放流設備・洪水吐き設備を含む放流設備について、遠隔化に必要な施設整備計画や概算費用などについて検討し、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を令和6年7月に策定し、この計画に基づき、利水放流設備については令和7年度、洪水吐きゲートについては次期中期期間中に遠隔操作機能の実装を目標とした。

令和6年度では、利水放流設備については、6施設（草木・下久保・高山・布目・日吉・一庫ダム）、洪水放流設備については、1施設（徳山ダム）の予算を確保し、遠隔操作機能の実装のための設計に着手した。

また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。

### ■ ロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握の検討

令和3年度に徳山ダム及び阿木川ダムにおいて、ロックフィルダム堤体の変位量をGNSSセンサにより計測し、得られた高精度で連続した挙動データの分析を行うことで、ロックフィルダム堤体の変位量を評価する手法（管理指標値）を確立した。また、GNSSセンサの活用によって、ロックフィルダムの挙動把握をリアルタイムで行うことができ、ダム管理の高度化が可能であることを確認した。

令和6年度においては、ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施し、これまでの測量による堤体変位の観測は年1回とするなど、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。

### ■ 監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化の検討

草木ダムにおいては、令和5年度から監視カメラと動体検知AIシステムを活用し、目視による河川巡視の代替えとするなど、河川巡視省力化のための実証試験を行っている。令和5年度の実証試験の結果では、河原の岩などをその形状や模様から人と誤検知するなどの事象があったものの、薄暮時においては、目視以上の動体検知が可能となるなど、目視等での河川巡視と概ね同等の動体検知が行えることを確認した。

のことから、令和6年度においては、河川巡視区間の複数地点に監視カメラを増設するとともに、カメラから対象物までの距離と画像のピクセル面積により物体の寸法を簡易計測する機能を附加するプログラム改造の検討を行うなど、誤検知等の課題解決に向けた取組を行った。

## ⑤ 事業実施計画等の策定・変更に伴う関係機関との円滑な調整

### ■ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴う関係機関との円滑な調整

#### 1. 管理業務

寺内ダムほか3施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を受けた（変更に係る申請日及び認可日は省略）（表-2）。

表-2 施設管理規程の変更（令和6年度）

施設名	内容
寺内ダム、両筑平野用水施設、筑後大堰	寺内ダム再生事業の一部完了に伴う変更
香川用水施設	香川用水施設緊急対策事業の完了に伴う変更

## 2. ダム等建設事業

思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係県協議を終え、令和6年7月1日に主務大臣へ認可申請を行い、令和6年8月5日に認可を得た。

早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更（第1回）については、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係県協議を終え、令和6年7月18日に主務大臣へ認可申請を行い、令和6年8月19日に認可を得た。

木曽川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係県協議を終え、令和6年11月20日に主務大臣へ認可申請を行い、令和6年12月20日に認可を得た。

## 3. 用水路等建設事業

香川用水施設緊急対策事業においては、令和6年9月に概算精算（費用の支払方法等）について費用負担者への説明会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図った。

群馬用水施設改築事業（事業費約100億円、事業工期令和6年度から令和12年度まで）の事業実施計画については、関係利水者への意見聴取・費用負担同意及び関係都県協議を終え、令和5年12月22日に主務大臣へ認可申請を行い、令和6年6月14日に主務大臣から事業実施計画の認可を得た。

## ⑥ 地上権の更新等の着実な実施

### ■ 地上権再設定契約の推進

地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する14事務所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。

これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。

これらの取組により、令和6年度は、房総導水路、成田用水、埼玉合口二期、愛知用水、木曽川用水、三重用水の6事業において、86筆の地上権再設定契約を締結した。

### ■ 土地収用手続きの活用

房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。

### (中期計画の達成状況)

ダムの安全管理については、特定施設ダムの9ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの2ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。

特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、2ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。

ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査を進めるとともに、耐震性能照査に使用する地震動について、最新の知見に基づく見直しを行った。また、河口堰については、令和5年度までに、全5施設（利根川河口堰、長良川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）でレベルII地震動に対する耐震性能照査を完了した。

霞ヶ浦開発施設では、管理所から遠方にある施設の点検を迅速に行えるよう、WEBカメラを利用した施設点検の試行を開始する等、大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制の強化を図った。

貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けて、全25ダムで堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、全25ダムで施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。

これらの調査やダム定期検査の結果を踏まえ、9ダム、1湖沼、1水路について個別施設計画の見直しを行った。

水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、今年度は次回の見直しに向けて、17施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。

豊川用水など2施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。

大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（霞ヶ浦用水）。

機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。

これまでの機能診断調査の結果により、早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を実施し、評価の内容は適切であるとの第三者委員からの意見を得た。それを踏まえ、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、群馬用水施設改築事業の事業実施計画を主務大臣に認可申請を行い、認可を得た。

電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果の結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。

UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、XC-Gate等のICT等新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図っている。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定し、放流設備の遠隔操作に向けた施設整備等を進めた。また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。

ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図っている。その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、実証試験を行っている草木ダムにおいて、目視と概ね同等の動体検知が行えることを確認したことから、河川巡視区間の複数地点に監視カメラを増設するとともに、誤検知等の課題解決に向けて、プログラム改造の検討を行うなどの取組を行った。

筑後大堰は令和5年までに耐震性能照査を行い耐震性能不足が明らかとなった。令和6年度は耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画を検討した。

思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。

早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更（第1回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。

木曽川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。

香川用水施設及び両筑平野用水施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を得た。

寺内ダムほか3施設に関する施設管理規程の変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣から認可を受けた。

地上権再設定を効率的に推進することを目的として、関係する14事務所で地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。

これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。

加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。

これらの取組により、房総導水路、成田用水、埼玉合口二期、愛知用水、木曽川用水及び三重用水の6事業において地上権再設定契約を進捗させた。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと考えている。

## (2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用

### (年度計画)

ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を9施設で適切に実施する。

また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。

### (令和6年度における取組)

#### ○ ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度及び既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組

##### ■ ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度

ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度（以下「フォローアップ制度」という。）は、学識経験者により構成されるダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を各地方整備局と共同で設け、委員会の意見を聴いて、管理段階における洪水調節実績、利水、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析と評価を客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図ることを目的とし、原則として、5年ごとに過去の調査結果の分析・評価を行い「定期報告書」を作成し、公表することとしている。

令和6年度は、草木ダム、阿木川ダム、室生ダム、一庫ダム、富郷ダム、新宮ダム、寺内ダム、小石原川ダム、筑後大堰の9施設について定期報告書を作成し、委員会に意見を聴き、治水・利水について適切に効果を発揮していること、環境への影響等についても各種環境指標の状況が概ね安定していることが確認された。

##### ■ 既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組推進

###### 1. ダム等の長寿命化の取組

ダム等の長寿命化の取組として、下久保ダムでは、貯水池機能の維持と民間事業者による堆積土砂の有効活用の促進を目的に、民間の利用希望者の公募を行い、利用希望者が決定したため、令和6年10月から堆積土砂の有効活用を行った。本件については、堆積土砂の有効活用の好事例として、機構内の他ダムに横展開を図った。また、ダムに堆砂しているシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めており、令和6年6月に試験施工を実施した。

川上ダムの長寿命化容量を活用した木津川ダム群の土砂管理については、川上ダムの試験湛水終了後に実施する予定であるが、令和6年度も試験湛水を継続しているため、高山ダムにおいて、ダム貯水位が低い洪水期に貯水池内の堆砂除去を行った。

早明浦ダムは、堆砂除去を継続的に行うと共に、貯砂ダムの設置等による堆砂抑制対策の検討・設計及び関係機関調整を進めており、令和6年度は堆積土砂受入地の実施設計を行った。

寺内ダムでは、流砂量調査、将来堆砂量・形状のシミュレーション等を令和4年度に、貯水池から掘削した土砂の堆積土受入地への搬出方法などの検討を令和5年度に実施し、これらの結果を踏まえて、令和6年度は、堆積土砂受入地の整備を実施した。

###### 2. ダム等の施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性ある運用の取組

カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）が進められることになり、機構では16ダム（矢木沢、下久保、草木、

滝沢、味噌川、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、一庫、池田、早明浦、新宮、富郷ダム) が試行対象となった。

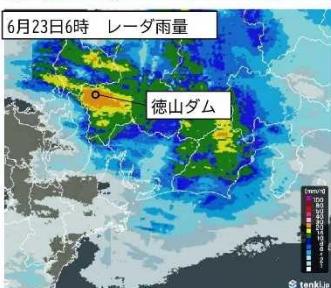
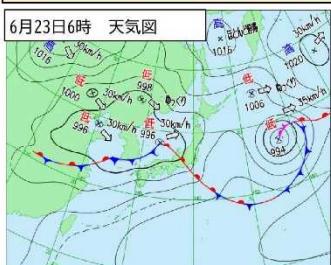
令和6年度は、当初試行対象の16ダムに新たに2ダム(川上及び日吉ダム)を追加し、対象18ダムのうち、11ダム(草木、味噌川、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫及び日吉ダム)において高度化運用の試行要領を策定し、5ダム(下久保、滝沢、池田、新宮及び富郷ダム)で既存の弹力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備して、12ダム(矢木沢、徳山、高山、青蓮寺、室生、布目、比奈知、川上、一庫、日吉、池田及び富郷ダム)において25回の高度化運用を実施することで再生可能エネルギーの創出を推進した。

矢木沢ダムでは、例年春先には融雪により流入量が増加し、水位維持のための放流量が多くなり、下流発電所の最大使用量を超過した放流水は、発電を経由せず、そのまま流下し、未利用エネルギーが発生していた。そのため、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に下流発電所の最大使用水量で効率よく貯水位運用を行うことで未利用エネルギーを活用する取組を行った。

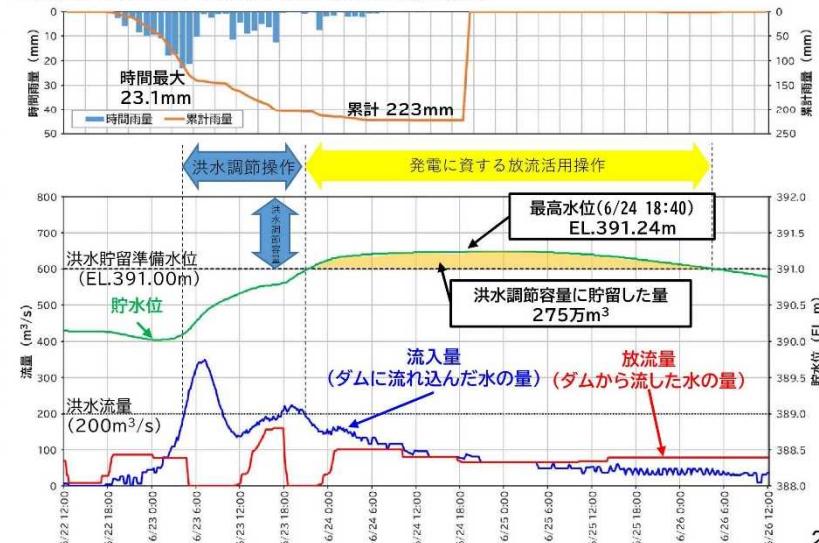
特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日・同月23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を初めて実施した。両ダムで洪水調節容量に貯留した約275万m<sup>3</sup>の水を水力発電に有効活用することで約1,581MWh(約6,080戸の一般家庭1ヶ月に消費する電力に相当)の増電効果があった。(横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の発電量)

## 徳山ダムにおける発電に資する水位運用高度化操作の試行

- 梅雨前線の活動により、九州北部から北陸を中心にライン状の活発な雨雲がかかり激しい雨となりました。徳山ダム流域では6月22日の18時頃から雨が降り始め、流域平均総雨量は223mmを観測しました。
- この降雨の影響で、揖斐川の流量が増加し、2度にわたり洪水調節を実施し、合計約710万m<sup>3</sup>（バンテリンドームナゴヤ約4杯分）の水を徳山ダムに貯留しました。
- その後、次の洪水に備えて貯水位を洪水貯留準備水位以下に低下させるのが従来のダム操作ですが、**最新の気象予測技術を活用**しその後の降雨の状況を踏まえ、洪水調節準備水位以上に貯留した**275万m<sup>3</sup>**（バンテリンドームナゴヤ約1.6杯分）の水を水力発電所により放流する取組を徳山ダムで初めて実施しました。



### ●徳山ダムにおける発電に資する放流活用操作



2

## 徳山ダム・横山ダム連携における増電効果

- 今回の一連の操作により、**徳山ダムと横山ダムにおける合計の増電量は約1,581MWh**と試算されます。
  - これは、**一般家庭約6,080戸が1ヶ月に消費する電力量**に相当します。
- ※一般家庭の1ヶ月の消費電力量を260kWhとして試算したもの。



発電に資する放流活用操作の試行日時※1	活用した量(万m <sup>3</sup> )	増電量(MWh)	対象ダム	備考
R4.8.7 0時～R4.8.8 8時	約250	約350	横山ダム	洪水後の貯留水を活用
R4.9.20 23時～R4.9.22 1時	約120	約160	横山ダム	洪水とならない出水を活用
R5.7.1 22時～R5.7.2 21時	約7.6	約8.8	横山ダム	洪水とならない出水を活用
R5.8.17 17時～R5.8.19 21時	約197	約230	横山ダム	洪水後の貯留水を活用
<b>R6.6.24 10時～R6.6.26 5時</b>	<b>約275</b>	<b>約1,581</b>	<b>徳山ダム 横山ダム</b>	<b>洪水後の貯留水を活用</b>

※1開始時刻は発電に資する放流活用操作のためゲート放流を停止した時刻、終了時刻は発電活用操作により洪水貯留準備水位以下に水位が低下した時刻を記載。

※2横山ダムにおいては令和4年の出水期から発電に資する放流活用操作を取り組んでいます。

3

図-1 徳山ダム・横山ダム連携による発電に資する水位運用高度化操作（記者発表）

### 3. 高機能化のための施設改良等の取組

#### ・早明浦ダム再生事業

本事業は、容量振替及び予備放流方式の導入により、現況の洪水調節容量を9,000万m<sup>3</sup>から10,700万m<sup>3</sup>に増大させるとともに、洪水時の放流能力増強を行うものである。

令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、令和6年度は、放流設備3門増設等の工事に着手した。

#### ・寺内ダム再生事業

本事業は、サーチャージ水位の見直し及び容量振替により洪水調節容量を増大させるとともに、非常用洪水吐の改造を行うことで治水機能の向上を図るものである。

令和6年度は、利水容量77万m<sup>3</sup>を洪水調節容量に振替を行う手続きを進めるとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、ゲートの製作に着手した。

#### ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業

本事業は、旧吉野川河口堰及び今切川河口堰について、大規模地震に対する耐震性能を確保し、洪水の疎通機能の確保、従前の農業用水の取水等流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の取水を可能とするとともに安全な施設管理を図るものである。

令和6年度は、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手した。

#### ・利根川河口堰大規模地震対策事業

本事業は、利根川河口堰及び黒部川水門について、大規模地震に対する耐震性能を確保し流水の正常な機構の維持、都市用水及び農業用水の安全供給、並びに安全な施設管理を図るものである。

令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事に着手した。

**寺内ダム再生事業 非常用洪水吐きゲート改造工事**

独立行政法人  
水資源機構  
朝倉ダム総合事業所

寺内ダム再生事業は、洪水時最高水位の見直し及び利水容量振替により洪水調節容量を700万m<sup>3</sup>から880万m<sup>3</sup>に増大するもので、非常用洪水吐きゲートについては洪水時最高水位の見直しに対応するため、扉体を1.4m嵩上げする改造（扉体、戸当り、開閉装置の取替、上屋の改築）を令和6年度から11年度にかけて実施するものである。

○現況の非常用洪水吐		○契約概要		○設備の仕様	
		工事名：寺内ダム再生非常用洪水吐きゲート設備改修工事	形 式：鋼製ローラゲート（3葉分割構造）		
		工 期：令和6年11月2日～令和12年3月31日	門 数：2 門		
		契 約 額：1,056,000千円	幅×高さ：7m×11.4m（既設7m×10m）		
		受注者：佐藤鉄工株式会社	扉体材質：二相系ステンレス鋼（SUS316L）		
			開閉装置：ワイヤロープワインチ式		
○工事工程		○工事の特徴			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>扉体材料に高強度で耐食性能が高い二相系ステンレス鋼製を使用し、ライフサイクルコストを縮減。</li> <li>扉体及び開閉装置の構造・機器配置を工夫し、土木構造物（門柱）の嵩上げを不要とすることでコスト縮減と施工の確実性を強化。</li> <li>工事は、梅雨や台風の時期（洪水期）を避けて10月から5月までの間（非洪水期）に実施。</li> </ul>			

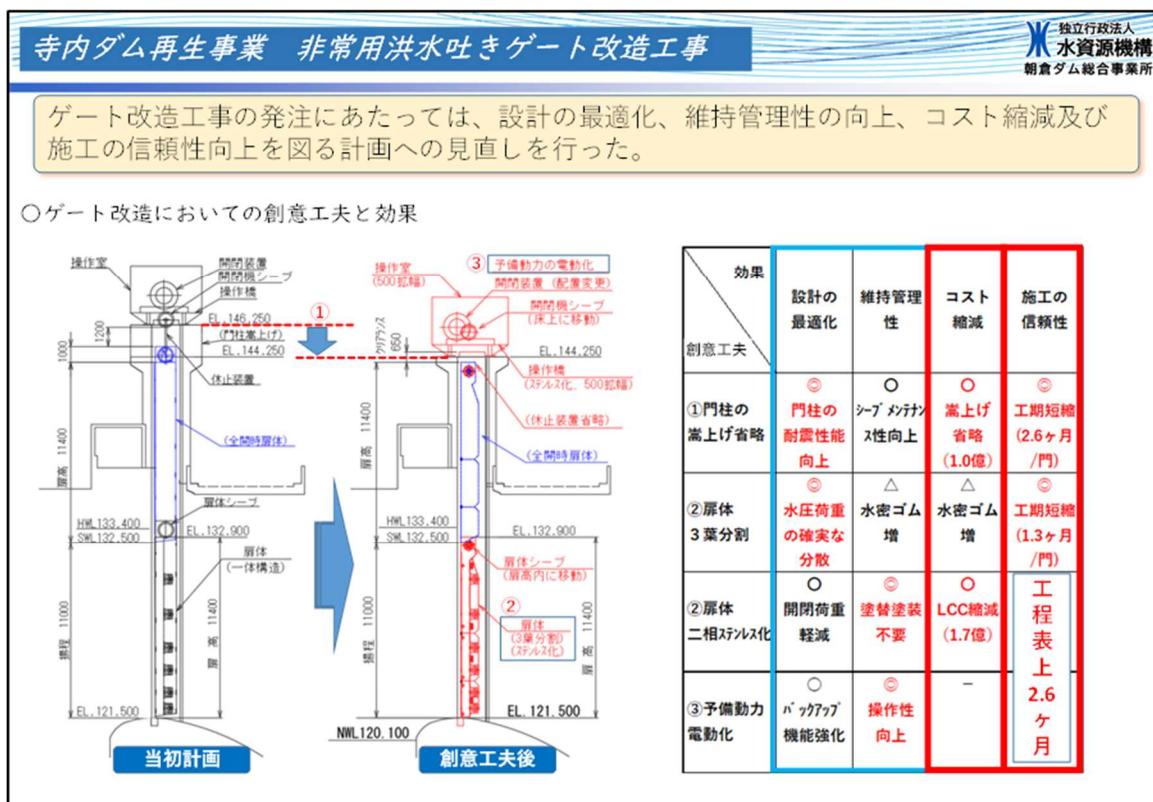


図-2 寺内再生事業 ゲート改良工事の概要

#### 4. 施設の改築等の事業化を含めた検討

ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。

淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。

#### （中期計画の達成状況）

ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、9施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。

カーボンニュートラルに向けた発電に資する既存ダムの活用に関する取組（ダムの高度化運用）として11ダムで高度化運用の試行要領を策定し、5ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、12ダムで延べ25回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの取組を推進した。

また、矢木沢ダムでは、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に発電にて放流を行って未利用エネルギーを活用する取組を行った。特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出した。

早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事（増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事）を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万m<sup>3</sup>を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作に着手している。旧

吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事に着手するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。

ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。

淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を上回る成果が得られたと考えている。

### (3) 他機関施設の管理受託の的確な実施

#### (年度計画)

施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。また、機構法12条第1項第2号ハに規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。

#### (令和6年度における取組)

##### ○ 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電等に係る業務の実施

###### ■ 施設管理に附帯する業務の実施

管理業務では、国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から25件の施設管理に附帯する業務の委託を受け、施設の管理、運転操作、整備等を的確に実施した（表－1）。

表－1 施設管理に附帯する業務

業務等の種別	件数	委託元
施設の管理、運転操作等	21件	国土交通省、地方公共団体等
観測、調査	1件	地方公共団体等
その他	3件	地方公共団体等

###### ■ 委託に基づき実施する発電に係る業務の実施

発電事業者から発電業務の一部について委託を受け、発電事業者の計画に基づき、計19の管理施設において発電に係る業務を的確に実施した（表－2）。

表－2 委託に基づき実施する発電に係る施設一覧

施設名	委託者名	最大出力 <sup>※1</sup>	年間発電日数
矢木沢ダム	東京電力	240,000kW	304
奈良俣ダム	群馬県	12,800kW	241
下久保ダム	群馬県	15,000kW	347
草木ダム	群馬県	62,040kW	365
浦山ダム	東京発電	5,000kW	280
滝沢ダム	東京発電	3,400kW	351
岩屋ダム	中部電力	354,400kW	257
味噌川ダム	長野県	5,050kW	354
徳山ダム	中部電力	161,900kW	361
愛知用水(牧尾ダム)	関西電力	37,000kW	311
高山ダム	関西電力	6,000kW	299
青蓮寺ダム	中部電力	2,000kW	288
比奈知ダム	中部電力	1,800kW	365
早明浦ダム	電源開発	42,000kW	315
池田ダム	四国電力	5,000kW	360
富郷ダム	愛媛県	6,500kW	356
新宮ダム	愛媛県	11,700kW	365
高知分水	四国電力	11,800kW	— <sup>※2</sup>
両筑平野用水(江川ダム)	両筑土地改良区	1,100kW	183

※1 最大出力は、当該発電所で発生できる最大の発電所出力。

※2 高知分水の年間発電日数は、委託者からの情報提供の協力が得られなかった。

### ■ 機構法第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理受託

施設の管理受託は、令和3年度から吉野川水系の柳瀬ダム、令和5年度から筑後川水系の下筌ダムの管理を受託して業務を行っている。

令和6年度は、新たにダムの管理受託を開始した国土交通省の横山ダムについて、「横山ダムの管理に関する協定書」及び「横山ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。特に、令和6年6月22日・同月23日の出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するとともに、令和6年8月の台風10号時には、徳山ダム・横山ダムが連携した防災操作を実施することで、2ダムで約1,140万m<sup>3</sup>の洪水を貯留し下流河川の水位低下を図るなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。

また、国土交通省が管理する松原ダムの管理受託に向けて、関係機関協議を行い「松原ダムの管理に関する協定書」を令和6年12月27日に「松原ダムの管理に関する細目協定書」を令和7年3月24日に締結した。

### (中期計画の達成状況)

国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から25件の業務を施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を19の管理施設において的確に実施した。

令和6年度は、新たにダムの管理受託を開始した国土交通省の横山ダムについて、「横山ダムの管理に関する協定書」及び「横山ダムの管理に関する細目協定書」に基づき、的確な洪水調節操作、利水補給等を実施した。特に、令和6年6月22日から同月23日までの出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

## 1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施

### (年度計画)

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日国土交通大臣告示）に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等（ニーズ調査等）を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。

その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。

また、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国との社会課題の解決、SDGsの達成への貢献できるよう取り組む。

### <指標>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
海外調査等の件数	13件	7件 (累計20件)	6件 (累計26件)	

・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数（第4期中期目標期間の件数（見込み））18件

### (令和6年度における取組)

#### ○ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める取組

機構は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（以下「海外インフラ展開法」という。）及び同法に基づき国土交通大臣が定める基本方針を踏まえ、水資源分野における我が国事業者の参入を目指して、以下の海外調査等（ニーズ調査等）を実施した。

海外の水資源開発事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査及び対象国政府関係機関との協議等にあたっては、WEB会議システムを積極的に活用するとともに、必要となる現地調査と相手国政府関係者等との協議を併せて実施する等、効率的な業務の実施に努めた。

なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国との社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。

- ① 関係府省、我が国事業者等との相互連携
- ② 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施
- ③ ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援
- ④ 海外展開に資する本邦技術情報等の収集・取りまとめ
- ⑤ 気候変動対策を組み合わせた農業農村開発を推進させる取組
- ⑥ その他の海外調査等
- ⑦ 国際業務の推進のための体制強化

#### ■ 関係府省、我が国事業者等との相互連携

「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会（以下「活性化協議会」という。）」は、海外インフラ展開法の趣旨を踏まえ、国土交通省水資源部と機構を中心に、関係省、関係団体等を構成員として組成した協議会である。

活性化協議会は、調査・計画段階に着目して、水資源分野における我が国事業者の海外展開に必要な現状把握及び参入促進に向けた課題整理等を行い、我が国事業者の参入可能性の高い調査・計

画案件の採択に向けた官民一体の協力体制の構築に取り組むものであり、令和6年度については、全体会議を2回（第13回：7月3日、第14回：令和7年3月7日）開催した（写真-1）。

第13回全体会議においては、機構は活性化協議会の事務局機関として、協議会構成員の意見の集約、調整等を実施し、調査対象とする3つの案件候補が選定された。また、第14回全体会議においては、選定された3つの案件候補に係る現地調査、対策案の概略検討、相手国政府機関等との協議等の実施結果を共有する等、関係府省、我が国事業者等の協力関係の構築・維持に努めた。



写真-1 活性化協議会の開催状況

## ■ 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施

国土交通省からの受託業務を通じ、海外の情報収集及び専門的知見の提供等を行うことで、水資源開発案件に関する課題やニーズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等の我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を行った。

令和6年度においては、令和6年7月3日に開催された活性化協議会の第13回全体会議において調査対象として選定したダム再生を含む案件候補3件について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した（現地調査を計3回、外国政府機関等との協議（WEB会議を含む。）を計19回実施した。）。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても計26回実施した。

また、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査を1回行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。

なお、令和6年度に実施した我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施状況は、（表-1）のとおりである。

表-1 令和6年度に実施した水資源分野における我が国事業者の参入促進に資する調査等の実施状況

No.	件名	主な業務内容と成果
1	令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務 (委託者：国土交通省)	選定したアジア地域における案件候補3件について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設について、課題や対応策、環境や社会的な影響、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した。
2	2024年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 (委託者：国土交通省)	民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査等を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。

## ■ ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援

令和6年度においては、国際協力機構（以下「JICA」という。）が委託する海外インフラ事業に係るODA業務（表-2）について、前年度から引き続き実施した3件の業務及び令和6年度から新規に実施した2件の業務に関し、民間コンサルタントからの要請を受け、JVを組成等して参画した。

主な実施内容は以下のとおりであり、これらを通じ、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。

- ・「インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」については、機構が担当する「ダム運用改善／維持管理計画／水資源管理」に関して、現地に2回渡航し、インドネシア国のスタミダム周辺での現地調査、資料収集、同国政府機関関係者との協議等を行い、これらの成果をファイナルレポートに取りまとめた（令和6年7月業務完了）。
- ・「バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査」については、機構が担当する「組織体制・法制度」に関して、現地に2回渡航し、現地調査並びに水資源開発及び水道事業をそれぞれ所管するバングラデシュ国政府機関関係者への聞き取り調査等を行い、これらの成果をファイナルレポートに取りまとめた（令和7年2月業務完了）。
- ・「フィリピン国（カガヤン川流域）重要流域治水対策強化プロジェクト」については、機構が担当する「運営・維持管理計画」に関して、現地に渡航し、現地調査及びフィリピン国政府機関関係者への聞き取り調査等を実施した。
- ・「フィリピン国（パッシグ・マリキナ川流域）重要流域治水対策強化プロジェクト」については、機構が担当する「運営・維持管理計画」に関して、現地に渡航し、現地調査及びフィリピン国政府機関関係者への聞き取り調査等を実施した。

表-2 海外インフラ事業に係るODA業務への参画状況【委託者：JICA】

No.	件 名	工期	備 考
1	フィリピン国パラニャーヶ放水路整備事業準備調査	自：令和2年度 至：令和7年度	民間コンサルタント への技術者補強
2	インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査	自：令和3年度 至：令和6年度	(R6.7月完了)
3	バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査	自：令和5年度 至：令和6年度	(R7.2月完了)
4	フィリピン国（カガヤン川流域）重要流域治水対策強化プロジェクト	自：令和6年度 至：令和7年度	民間コンサルタント への技術者補強
5	フィリピン国（パッシグ・マリキナ川流域）重要流域治水対策強化プロジェクト	自：令和6年度 至：令和7年度	民間コンサルタント への技術者補強

## 民間コンサルタントとの協働

JICAが委託する海外インフラ事業に係るODA業務について、民間コンサルタントとの協働により令和6年度に完了させた業務のうち、バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査（令和7年2月完了）の概要を報告する。

### バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業準備調査（令和7年2月完了）

バングラデシュ国の南部チョットグラム地域コックスバザール県のチャカリア郡・モヘシュカリ郡では、国策として産業集積に向けた各種開発事業が進行中であり、日本の支援として、大深度港湾（吃水深18.5m）や超々臨海圧石炭火力発電所（600万kW×2基）が整備済みである。したがって、当該地域では人口増加並びに工業用水・生活用水の需要増加が将来的に見込まれるが、過度な地下水利用が既に進行し、新規開発可能な帶水層も期待できないことから、水源として地下水から水資源開発ポテンシャルのある河川水への転換が必要である。

本調査は、将来水需要量を特定し、河川水を水源とする給水施設（取水・導水、貯水池、浄水、送・配水等各種施設）の概略設計等を通して、日本による有償資金事業「バングラデシュ国南部チョットグラム地域給水事業（以下「本事業」という。）を形成するものである。

機構は、「組織体制・法制度」を担当し、バングラデシュ国の水資源開発、河川管理、水道事業を担当する政府等複数機関の制度的妥当性、実施能力を調査し、本事業における各種施設の建設と建設後の運用・維持管理を担当する機関の最適配置を提案し、JICA、当該機関との協議を通して実施体制を決定した。これらの調査結果をファイナルレポートとして取りまとめ、令和7年2月中旬に調査を完了した。



地元水道事業者へのヒアリング調査



関係機関との全体協議

## ■ 海外展開に資する本邦技術情報等の収集・取りまとめ

日本に優位性があり海外展開の可能性のあるインフラ施設に関する技術について、令和元年度における活性化協議会の活動の中で、関連技術を保有する企業・団体等の協力を得て「水資源分野における日本の技術集(案)」を作成し、66例の本邦技術を取りまとめて紹介できるようにしたところである。

この資料をJICA本部及び在外事務所の職員、JICA専門家、ODA関係省庁、活性化協議会の構成員及びその会員企業に広く配布するとともに、令和6年度においては案件形成の対象国との協議等において活用する等、インフラシステムの海外展開に資する受注機会の形成に努めた。

## ○ 気候変動対策を組み合わせた農業農村開発を推進させる取組

農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」を、事業実施主体として令和5年度から4カ年間の事業計画で進めている。当事業は、令和4年4月に第4回アジア・太平洋サミットにおいて発表された「熊本水イニシアティブ」等の推進に貢献するもので、気候変動対策への要請が世界的に高まっているなかで、ICT水管理システムを活用した間断灌漑や田んぼダムの取組を、 ASEAN諸国（ラオス・カンボジア）で現地実証したうえで、農業農村開発の事業展開構想を提案するものである。これにより温室効果ガス排出抑制や洪水被害軽減を進め、また本邦技術の海外展開も目指している。

令和6年度においては、各国2回の渡航により、今後進める実証計画について相手国の政府機関との協議・合意及びミニツツ（協議議事録）への署名を経て、本邦製品を用いた現地整備を行い、年度後半からは現地での実証調査に着手した。

計画作成や現地活動においては、JICAやJIRCAS、メコン河委員会、ADBとも情報交換、協力関係を構築し、また、本邦製品導入に際しては国内民間企業の協力を得て進めた。

この分野ではASEAN諸国政府の関心が高く、また国際関係機関等の参画も多いことから、それら情報共有の場として開催された「水田メタン発生削減のための国際ワークショップ」にも積極的に参加し、当事業内容や目指す成果の報告、意見交換を行った（令和6年9月26日・27日、カンボジア・プノンペン）。これにより、情報共有の強化、機構の有するネットワークの拡大、海外農業農村開発分野における機関活動の浸透を図った。

国内においては、国内検討委員会を開催し、専門的見地からの助言を得た。また、農林水産省では間断灌漑技術を活用したJCM方法論の検討を進めていることから、当事業の実施状況について適宜共有を行っている。



## ○ その他の海外調査等

(表-1) 及び (表-2) に掲げたもののほか、令和6年度においては (表-3) に掲げる海外調査等を実施した。

表-3 令和6年度に実施したその他の海外調査等の実施状況

No.	件 名	主な業務内容と成果	備考
1	水資源機構の運用体制と経験に基づく貯水池最適運用の技術支援 (委託者：世界銀行)	インド国内チャラクディ川、パンパリ川（ケララ州）、チャンバル川（ラジャスタン、マディヤ・プラデーシュ州）のうち1～2流域を検討対象とし、検討対象の河川流域における現行の貯水池運用システムの評価、降雨と貯水池流入量予測の高度化による貯水池運用の改善可能性評価、カスケードダムに適した統合的貯水池運用システムの導入方策提言、情報共有ワークショップの開催等を実施するものである。	
2	インド国トゥルガ揚水発電所計画コンクリート材料に係る設計検討業務 (委託者：西ベンガル州配電公社)	インド国トゥルガ揚水発電所計画の詳細設計および工事発注用資料作成等に当たり、民間インフラ企業からの依頼を受け、同プロジェクトのコンクリート工等に関する工事用発注仕様書（案）を作成した。	民間インフラ企業への技術者補強 (R7.3月完了)

## ○ 国際業務の推進のための能力強化

機構の国際業務の遂行能力を強化するための取組として、令和6年度においては、英語能力の向上をテーマに機構内部向けの国際業務勉強会を1回開催した。また、国際業務に携わる職員に（一社）国際建設技術協会が実施する「海外インフラ展開人材養成プログラム」を受講させ、国際業務を担う人材の育成、技術力の維持・向上を図った。

さらに、国際業務説明会を開催したほか、農業農村開発分野における海外業務セミナーを水路事業部と協同で開催し、機構が現在携わっている事業の活動内容、今後の展開等に係る情報を提供した。これら勉強会等については、全国の職員が視聴できるよう、機構内にウェブ配信を行うとともに、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に説明会資料を掲示した。これらの取組により、機構内の国際業務に対する理解を浸透させた。



写真-4 国際業務勉強会実施状況

## (中期計画の達成状況)

令和6年度における「我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数」は、

- ・ 我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 6件

### 【内訳】

- ・ 令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件

- ・ 令和6年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件

- ・ ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 2件

の6件である。

機構は、活性化協議会の事務局機関として全体会議を2回開催したほか、活性化協議会の全体会議を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した（現地調査を計3回、外国政府機関等との協議（WEB会議を含む）を計19回実施。）。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても26回実施した。

また、民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査等を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。

併せて、機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験及び水資源分野における管理組織や法制度に関する知識並びに民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成等することにより、JICAが委託する新規のODA業務を2件実施し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。

機構自らが実施主体として、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」を、令和5年度から4カ年間の事業計画で進めている。これは、機構の有する水管理の技術を活かした内容であり、「質の高いインフラ整備」の海外展開に貢献する取組である。令和6年度においては、前年度より引き続いている実証計画（案）の作成を進め、対象国の政府関係機関との協議、合意を経て、計画として確定させた。また、同内容を含むミニツツ（協議議事録）の署名を取り交わした。併せて、本邦製品を導入した現地整備を終え、年度後半から現地での実証調査に着手した。水田メタン発生削減のための国際ワークショップ」に参加し、同課題解決に貢献する本事業の取組を紹介するとともに、関係機関との情報交換・意見交換を行うなど、社会課題の解決に対し貢献できるよう進めている。

なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

## 1-2 水資源開発施設等の建設業務

### 1-2-1 ダム等建設業務

#### (1) 計画的かつ的確な施設の整備

##### (年度計画)

別表2「ダム等事業」に掲げる3施設の新築事業及び4施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。

① ダム等事業については、用地補償を含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を図り、別表2に掲げる事業のうち、3施設の新築事業（思川開発事業、木曽川水系連絡導水路事業、筑後川水系ダム群連携事業）及び4施設の改築事業（利根川河口堰大規模地震対策事業、早明浦ダム再生事業、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、寺内ダム再生事業）について、事業を進捗させる。なお、ダム等事業で災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。

また、丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。

- ② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。
- ③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。

平成30年度、令和元年度に小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金のうち2,582百万円を回収するとともに、ダム建設調整費制度を活用して借入れた資金のうち2,857百万円の償還を行う。

第5期中期目標の期間に完成を予定する思川開発事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度を活用する。

特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。

##### 【特定事業先行調整費】

支弁する事業年度	支弁する限度額
令和6年度	6,000,000千円

- ④ 思川開発事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として行っているダム建設に附帯する付替道路工事を進捗させる。

また、丹生ダムにおいては、ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。

- ⑤ 事業に附帯する業務についても的確な実施を図る。
- ⑥ 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。

別表2 「ダム等事業」

## 1. 新築事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣	○	○		○		本体工事や導水施設工事等の進捗を図る。
木曽川水系連絡導水路	国土交通大臣		○		○	○	諸調査等を実施する。
筑後川水系ダム群連携	国土交通大臣		○				施設設計や諸調査等を実施する。

## 2. 改築事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
利根川河口堰大規模地震対策	国土交通大臣	○	○	○	○	○	施設設計等を実施する。
早明浦ダム再生	国土交通大臣	○					本体工事等の進捗を図る。
旧吉野川河口堰等大規模地震対策	国土交通大臣	○	○		○	○	施設設計等を実施する。
寺内ダム再生	国土交通大臣	○					施設設計や諸調査等を実施する。

## &lt;定量目標&gt;

- ・藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係） 令和4年度に事業を完了させる。
- ・川上ダム建設事業 令和4年度に事業を完了させる。
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

## &lt;指標&gt;

- ・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度実績71.1%）（令和8年度までに工事完成）
- ・早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績5.1%）（令和10年度までに事業完了）
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

## (事業進捗率)

(% : 事業進捗率)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
思川開発事業	82.0%	85.9%	97.5%	
木曽川水系連絡導水路事業			2.6%	
川上ダム建設事業	100%※1			
早明浦ダム再生事業	11.1%	18.1%	32.2%	
旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業		3.0%	5.8%	
筑後川水系ダム群連携事業		7.2%	8.4%	

寺内ダム再生事業		3.0%	40.9%	
藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)	事業完了			
利根川河口堰大規模地震対策事業			2.2%	

※1：ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完成させた。(試験湛水継続中)

## (令和6年度における取組)

### ① 事業費・工程の適正な管理と事業の進捗等

本項における事業進捗率は特に断らない限り、事業費ベースである。

#### ■ 事業費・工程の適正な管理

各事業とも適正な事業費及び工程の管理を実施するために、利水者あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催した。

思川開発事業については、利水者、関係都県及び機構からなる事業監理協議会・幹事会を令和6年10月に開催し、事業費及び事業工程について報告するとともに意見交換等を行い、事業費縮減や事業工程管理に反映させ、事業を進捗させた。

丹生ダム建設事業は、令和6年7月に開催した第19回「淀川水系ダム事業費等監理委員会」において、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等の実施状況を報告した。

早明浦ダム再生事業については、令和6年7月に「令和6年度早明浦ダム再生事業費等監理委員会」を開催し、事業概要や今後の事業実施工程等について確認を行い、専門的知見に基づく助言を得て、事業を進捗させた。

旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和6年5月に第4回「旧吉野川河口堰外堰堤改良事業連絡調整会議」を開催し、利水者を対象に事業計画や負担金等の説明を実施した。

筑後川水系ダム群連携事業及び寺内ダム再生事業については、令和6年11月に「令和6年度筑後川局ダム建設事業費等監理委員会」を開催し、事業概要や今後の事業実施工程等について確認を行い、専門的知見に基づく助言を得て、事業を進捗させた。

利根川河口堰大規模地震対策事業については、令和6年6月に第1回「利根川河口堰大規模地震対策事業事業監理協議会」を開催し、利水者を対象に規約や事業概要等の説明を実施した。

#### ■ ダム等事業の進捗

##### 1. 思川開発事業

ダム本体工事、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備等を継続して実施した。

ダム本体工事は、令和6年5月南摩ダム堤体上流面の表面遮水壁（メインスラブ）のコンクリート打設が完了、令和6年9月に基礎処理が完了するなど工事を進捗させ、令和6年11月8日から試験湛水を開始した。

令和6年度末までの付替林道（約16.3km）に対する進捗率を93.0%（延長ベース）とし、思川開発事業全体としての令和6年度末までの事業進捗率を97.5%とした（写真-1）。



(本体工事：施工状況(令和7年3月))

写真-1 思川開発 工事施工状況



(試験湛水開始(令和6年11月))

## 2. 木曽川水系連絡導水路事業

継続的な調査を必要とする環境調査等を実施し、令和6年度末までの事業進捗率を2.6%とした。

## 3. 川上ダム建設事業

ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完了し、令和5年4月から管理移行した。令和3年12月に試験湛水を計画どおり開始したが、小雨の影響により令和7年3月末での貯水率は83.9%にとどまっており、試験湛水を継続する（写真-2）。



(試験湛水中（令和7年3月）)



(ダム全景（令和7年3月）)

写真-2 川上ダム試験湛水状況

## 4. 早明浦ダム再生事業

令和5年4月に本体工事を契約し、令和6年度は堤体削孔、放流管基礎コンクリート打設、上流仮締切扉体設置等を実施し、工事の進捗を図った。令和6年10月12日には、堤体削孔開始にあたり嶺北4町村長及び地元地区長を招いて現地見学会（写真-3）を開催した。

早明浦ダム再生事業全体としての令和6年度までの事業進捗率を32.2%とした（写真-4）。



(堤体削孔開始見学状況)



(堤体削孔開始見学状況)

写真-3 堤体削孔開始に係る現地見学会（令和6年10月12日）



(本体工事：増設洪水吐き施工状況（令和7年3月）)



(貯水池側施工状況（令和7年1月）)

写真-4 早明浦ダム再生事業